

報告第 3 号

地域自治組織等小委員会経過報告

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程第 9 条に基づき、地域自治組織等小委員会の経過について別紙のとおり報告する。

平成 16 年 6 月 30 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

地域自治組織等小委員会報告書

1 第7回地域自治組織等小委員会

開催日時：平成16年6月3日(木) 10:00～12:00
開催場所：石狩市議会第1委員会室
出席委員：委員15名全員出席

(1) 協議事項

地域自治区の設置に関する協議について

- ・ 地域協議会委員の報酬の取扱いについて
衆参両院総務委員会において付議された「地域協議会委員の報酬については、原則無報酬とする」旨の附帯決議を踏まえて協議した結果、「合併に際し新しいシステムを根付かせるため」「責任を持って地域自治にあたってもらうため」との意見が大勢を占め、報酬の額にはこだわらないが、支給すべきであるという意見で一致した。
- ・ 「地域自治区の設置期間10年」、「地域自治区に特別職の区長を置く必要性」、「地域協議会会議の定足数及び表決」等について再度協議を行い原案のとおりとすることを確認した。
- ・ 「地域自治区の設置に関する協議書(案)」第6条第4項の地域協議会委員の報酬の支給に関する部分を一部修正し、第13回協議会に提案することを確認した。